

第7節 移動タンク貯蔵所の基準

1 常置場所【危政令第15条第1項第1号】

常置場所は、次によること。

(1) 屋外の常置場所は、次によること。

ア 移動タンク貯蔵所の周囲には、0.5m以上の空地进行を保有すること。●

イ 常置場所は、火気を使用する箇所から十分な距離を有すること。ただし、防火上有効な壁等で遮られている場合はこの限りでない。

ウ 常置場所においては、移動タンク貯蔵所を空荷の状態を駐車すること。ただし、法第16条の2第1項の規定により、貯蔵する危険物を取り扱うことができる危険物取扱者が常時監視でき、かつ、危険物の保安の確保を図ることができる状態であれば、危険物の移送中の範囲とみなし、危険物を積載した状態で移動タンク貯蔵所を常置させてさしつかえないこと。〔S51.5.31消防危4〕

(2) 屋内の常置場所は、次によること。

ア 原則として直接道路面に移動タンク貯蔵所の出入口が面した場所であること。●

イ その他、(1)の例によること。

2 移動貯蔵タンク本体の構造等【危政令第15条第1項第2号から第8号】

移動貯蔵タンクの構造等は、次によること。

(1) 原則として、移動貯蔵タンクの鏡板部分にマンホールを設置することはできないこと。

〔S55.12.26消防危155〕

(2) タンク内に危険物を加温するための、蒸気による加熱配管を設置することができること。

なお、加熱配管は、危政令第9条第1項第21号イの水圧試験の例により水圧試験を行うこと。●

〔S52.3.12消防危37〕

(3) マンホール部分を溶接等により密閉し、使用しない空室を有する移動タンク貯蔵所は認められないこと。〔S41.4.2自消丙予発42〕

(4) けん引自動車に固定された移動貯蔵タンクの胴板を前方に延長し、延長部分に次の設備を設けた場合、当該部分を移動貯蔵タンクの保護措置として取り扱い、移動タンク貯蔵所の設置を許可して差し支えないこと。〔H7.1.12消防危3〕

ア タンクの水圧試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人の出入りさせることを目的とした点検用出入口

イ タンク前部鏡板部分から危険物が漏れいした場合、延長部分内での可燃性蒸気の滞留防止に有効な延長部分の上下各1ヶ所以上に設けられた通気口

ウ タンク前部鏡板を外部から目視点検できる点検口

エ 延長部分に雨水の浸入等によって、水が滞留することを防止するための水抜口

(5) 移動貯蔵タンクの後方に空間部分を設け、当該部分に次の設備を設けた構造の被けん引式の移動タンク貯蔵所の設置を認めて差し支えないこと。〔H18.9.19消防危191〕

ア タンクの水圧試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人の出入りさせることを目的とした点検用出入口

イ タンク後部鏡板部分から危険物が漏れいした場合、空間部分内での可燃性蒸気の滞留防止に有効な空間部分の上下に各1ヶ所以上に設けられた通気口

- ウ タンク後部鏡板を外部から目視できる点検口
- エ 空間部分に雨水の浸入等によって、水が滞留することを防止するための水抜口

- (6) 危政令第15条第1項第4号に規定する「安全装置」は、安全装置の弁と弁座の当たり面を金属すり合わせによって気密を保持したもののほか、コルク又は合成ゴム（アクリルニトリルゴム等、耐油性を有するものに限る。）製パッキンを用いることができること。〔S46.1.5消防予1〕
- (7) 危政令第15条第1項第7号に規定する「防護枠」の後部に、後方確認用のカメラを設置する場合は、危政令第15条第1項第13号の規定に適合するとともに、防護枠の強度に影響を与えないものであること。〔H1.7.4消防危64〕
- (8) 危政令第15条第1項第7号に規定する「側面枠」の接地角度計算において用いる貯蔵物重量は、道路運送車両法における最大積載量を用いて差し支えないこと。〔H10.10.13消防危90〕
- (9) 危政令第15条第1項第8号に規定する「さびどめのための塗装」は、ステンレス鋼板、亜鉛メッキ鋼板等十分な防食効果のある材質のタンクである場合は、当該塗装を省略して差し支えないものであること。

3 排出口及び底弁 【危政令第15条第1項第9号】

排出口及び底弁は、次によること。

- (1) 危政令第15条第1項第9号ただし書きに規定する40ミリメートル以下の排出口に設ける底弁には、自動閉鎖装置を設けないことができるが、ここでいう40ミリメートル以下とは、底弁によって閉塞される部分の直径をいうものであること。〔S58.11.7消防危104〕
- (2) 小分けを目的とするホースリール付移動タンク貯蔵所（灯油専用）の吐出口について、危政令第15条第1項第9号の規定に適合する吐出口を、ホースリール付ノズル以外に設けても差し支えないこと。〔S52.3.31消防危59〕
- (3) 底弁を空気圧で作動する機器により開閉する構造とすることができること。〔H4.2.6消防危13〕

4 注入ホース【危政令第15条第1項第15号】

注入ホースは、次によること。

- (1) 移動タンク貯蔵所の吐出口に給油ホースの結合金具として、ワンタッチ式カップリングの使用を認めて差し支えないこと。〔S55.4.11消防危53／S56.4.2消防危42〕
- (2) 給油ホースの結合金具に、危険物の流れの確認及び目視検査を行うための弁及び強化ガラス製のサイトグラスを設けることができること。なお、耐圧試験及び強度試験において支障のないものである場合は、サイトグラスの材質は硬質塩化ビニルとすることができる。〔S57.3.29消防危39／S57.4.19消防危49〕
- (3) 小分けを目的とするホースリール付移動タンク貯蔵所の給油ホースの長さについて特に定めはないが、必要最小限の長さとするよう指導すること。●〔S52.3.31消防危59〕

5 標識及び表示板【危政令第15条第1項第17号・危規則第17条第2項関係】

危政令第15条第1項第17号に規定する「標識及び表示する設備」については、同号及び危規則第17条第2項の定めによるほか、別記第5「標識、掲示板等」第3によること。

6 積載式移動タンク貯蔵所の基準の特例【危政令第15条第2項】

危政令第15条第2項に規定する「積載式移動タンク貯蔵所」については、同項、危規則第24の5及び別記第26「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」第3によるほか、別記第27「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」によること。

7 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の基準の特例【危政令第15条第5項】

危政令第15条第5項に規定する「国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所」については、同項、危規則第24の9の3及び別記第26「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」第3によるほか、別記第28「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」によること。